佐分利小学校 いじめ防止基本方針

令和７年４月１日　改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

１　いじめ防止等の対策に関する基本理念

（１）　児童一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。

（２）　児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。

（３）　児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

２　いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

３　いじめの防止のための具体的な取組み

（１）「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

〇認めて伸ばす教育

・ふるさとの伝統や自然、偉人の生き方を学ぶことを通して、豊かな心を育てます。また、すべての教育活動において、児童の多面的な能力を引き出し、児童の努力を認めることで、自分自身を大切にする自尊心を高め、自分自身を大切にし、児童が互いのよいところを認め、伸び合う人間関係を築きます。

〇人権教育の推進

・一人一人のよさや違いを認め合い、発達障害を含めた障害への理解を深め、互いを大切にするとともに、偏見や差別を見抜き、それらを許さない児童を育成します。

・外部講師を招いた講演会や体験活動、なかよし人権集会活動等を実施し、人権意識の高揚を図ります。

〇体験活動の推進

・集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

〇道徳教育の推進

・生活のために必要な習慣や態度を身につけさせることに努め、人との関わりや、人間としての在り方や生き方に関する意識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

（２）学校評価への位置づけ

〇いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、児童アンケート、個人面談・保護者アンケ

ートの実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

（３）いじめの未然防止

○わかる授業・参加する授業

・基礎・基本の定着を図るとともに、全員がわかる授業・参加する喜びを感じられる授業づくりに努めます。

・学び合いを取り入れた学習を通し、間違った答えや発表、「わかりません。」という発言などを意識的に取り上げながら、互いの考えを大切にする態度を養います。

○学習規律の確立

・発表のルール・姿勢等、学習の約束を守り、規律ある授業態度を養います。

・全学年で授業公開を実施し、生徒指導の観点での授業参観を行い、学級の実態の把握に努めます。

○仲間づくり

・なかよし班活動を通し、様々な友だちと交流する喜びを感じさせるとともに、高学年のリーダー性を養い自己有用感を体得さるように努めます。

・「学級みんな遊び」や「よいところさがし」等を通し、学級の仲間づくりを行います。

○情報モラル教育の推進

・インターネットの正しい利用の仕方についての指導を行い、インターネットによるいじめ等の防止に努めます。

・保護者に対し、インターネットの危険性や注意点を伝え、スマートルールをもとに家庭でのルール作り等の啓発を行います。

○保小・小小・小中連携

・保育園児の体験入学及び６年生児童の中学校体験入学を通し、新しい環境に対する不安やストレスの軽減に努めます。

・小小連携事業及び各種校外行事を通し、他校の児童との交流を図ります。

○家庭・地域との連携

・「開かれた学校」の観点に立ち、いじめ問題に関する学校の方針及び具体的な取り組み等について、保護者会、学校便りや学校ＨＰ、家庭・地域・学校協議会等の場を通じて情報を発信し、理解や協力を求めます。

・児童が発するいじめのサインに気づいた時には、躊躇することなく学校に相談をし、連携して対応にあたれるよう日頃からの信頼関係づくりに努めます。

○ＳＯＳの出し方に関する教育

・危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）　いじめの早期発見（兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

○児童観察

・朝の健康観察において、児童の身体の様子に留意します。

・授業中の様子や休み時間の様子を観察し、児童の発する小さなサインを見逃さないように努めます。

・日記や雑談等の中から交友関係や悩みを把握するように努めます。

・出欠の状況に留意し、欠席理由を把握するとともに、欠席時には、必ず電話連絡を入れます。また、欠席が２日以上続く場合は、家庭訪問を行い、児童の様子を把握するようにします。

○各種調査及び教育相談による実態把握

・毎月１回ずつ生活アンケートを、１、２学期にQ-Uを実施し、その結果をもとに教育相談を実施します。

○児童による自己チェックの活用

・児童の日々の生活をふり返るための自己チェックを行い、学級担任がいじめの早期発見に努めます。

○相談窓口の周知

・児童の相談窓口として、担任以外にも養護教諭、教育相談担当、相談員等との面談が可能であることを周知するとともに、児童に関わる全職員が、児童の悩みや相談事に対応することを知らせ、不安やストレスを児童が抱え込まないようにします。

・電話相談窓口等、外部機関の相談窓口についても紹介します。

○保健室における対応

・保健室来室時の様子に留意して観察するとともに、「相談ポスト」への投書児童に対し、誠意をもって対応

します。

○家庭・地域との連携

・家庭訪問や電話連絡などを行い、家庭との情報交換を密にし、保護者からのいじめに関する相談について、担任や養護教諭、教育相談担当が誠意をもって受けとめます。
・各学期に１回ずつ、保護者向けのいじめに関するアンケートを行い、いじめの早期発見に努めます。
・保護者の相談の窓口として相談員来校日を周知するとともに、電話相談窓口等、外部機関の相談窓口についても紹介します。
・教職員が、地域の活動に積極的に参加し、学校を離れた場所での児童の様子を観察したり、ＰＴＡや子ども会等地域の関係団体、スポーツ少年団や放課後子どもクラブ等、地域の児童の立ち寄りやすい施設・商店等からの情報収集に努めたりします。

○情報の共有化

・いじめ等の問題を、些細なことと軽視したり、担任一人で抱え込んだりすることなく、早期に的確に関わるとともに、学校全体の課題として捉え、情報の共有化を図り、全職員が児童の実態について把握し、共通の足並みで指導にあたります。

（５）　いじめの事案対処

○情報収集

・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、特に暴力を伴う場合には複数の教職員での対応を図ります
・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に受けとめ、その話を傾聴します。
・いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りをして、いじめの正確な実態把握を行います。その際、聞き取りの場所時間等に配慮するとともに、得られた情報を記録に残します。（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）
・複数の児童が関係している場合は、複数の教員で、同時刻に個別に聞き取りを行います。

○「いじめ対応サポート班」による組織的対応

・いじめ発生時に「いじめ対応サポート班」（生徒指導主事・教務・担任・教育相談・養護教諭等）により対応の検討を行います。
・情報の収集・事実確認後、指導方針の決定を行い、全教職員共通理解のもと、「６Ｗ１Ｈ（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、なぜ、どのように指導・支援を行うか）」による対応の方針を検討します。

○いじめられた児童に対して

・いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安感を除去するように努めます。また、「あなたが悪いのではない」ことを伝え、自尊感情を高めるよう留意します。
・いじめられた児童に対し、信頼できる人（親しい友だち・教職員・家族・地域の人）との連携を図り、児童に寄り添える支援体制をつくります。

○いじめた児童に対して

・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを自覚させ、自らの行為の責任を自覚させるように指導します。
・いじめた児童が抱える問題やストレスなど、いじめを行った背景にも目を向け、適切な解消の仕方を指導するなどの支援を行います。
・必要に応じて別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受ける環境の確保を図ります。

○いじめを見ていた児童に対して

・学級会等での話し合いを通し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにします。
・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりしていることがいじめを助長する行為であることを自覚さるように指導します。
・いじめを見た時に、自分の問題として捉えさせ、勇気をもっていじめを止めたり、誰かに知らせたりできるように指導します。

○外部専門家との連携

・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員、愛護センター等との連携を図ります。

○保護者・地域との連携

・家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合います。

・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去するように努めます。

（６）　いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当期間とは少なくとも３か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

（７）　いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対応を行います。

・重大事態が発生した旨を町教育委員会に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・教育委員会が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

４　いじめ防止等のための組織

（１）いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

（構成員）校長・教頭・教務・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭

（活　動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り

・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議

・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践

・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

・計画的なアンケート調査や個人面談の計画

・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

（構成員）生徒指導主事・教務・担任・教育相談担当・養護教諭等

（活　動）・当該いじめ事案の対応方針の決定

・個別面談による情報収集

・継続的な支援

・保護者や地域との連携

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所等との連携

（3）組織図

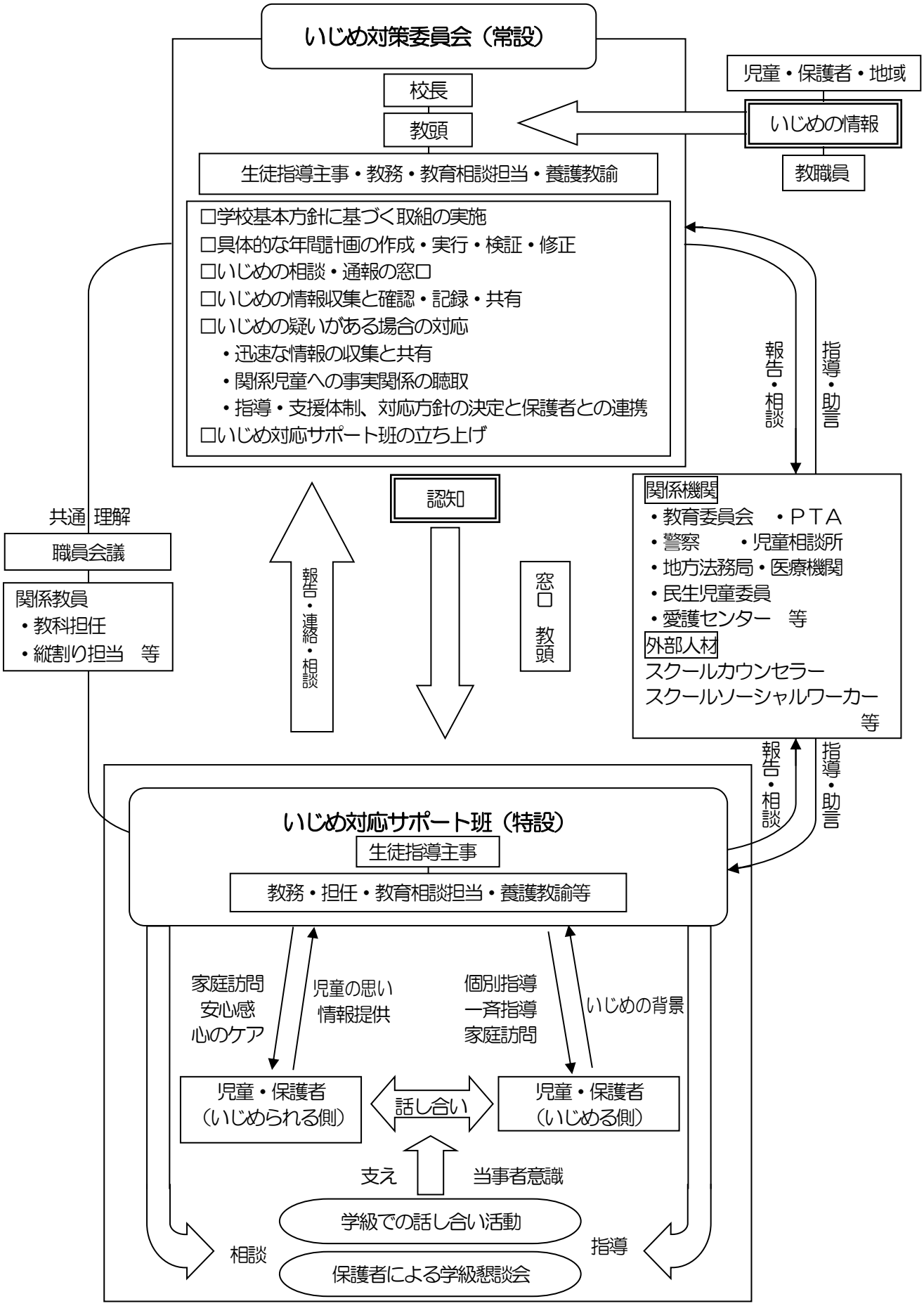
いじめ対策委員会（常設）
校長
教頭
生徒指導主事・教務・教育相談担当・養護教諭
□学校基本方針に基づく取組の実施
□具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
□いじめの相談・通報の窓口
□いじめの情報収集と確認・記録・共有
□いじめの疑いがある場合の対応
・迅速な情報の収集と共有
・関係児童への事実関係の聴取
・指導・支援体制、対応方針の決定と保護者との連携
□いじめ対応サポート班の立ち上げ
児童・保護者・地域
いじめの情報
教職員
報告・相談
指導・助言
認知
報告・連絡・相談
窓口 教頭
共通 理解
職員会議
関係教員
・教科担任
・縦割り担当 等
関係機関
・教育委員会 ・ＰＴＡ
・警察 ・児童相談所
・地方法務局・医療機関
・民生児童委員
・愛護センター 等
外部人材
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
等
報告・相談
指導・助言
いじめ対応サポート班（特設）
生徒指導主事
教務・担任・教育相談担当・養護教諭等
家庭訪問
安心感
心のケア
児童の思い
情報提供
個別指導
一斉指導
家庭訪問
いじめの背景
児童・保護者
（いじめられる側）
話し合い
児童・保護者
（いじめる側）
支え
当事者意識
学級での話し合い活動
保護者による学級懇談会
相談
指導

５　いじめ対策の年間行動計画

月	教員の動き	児童の活動等					
		１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
４	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画の周知 ・教員の意識点検 ↓ ＰＴＡ総会 ・基本方針の公開 いじめ対応サポート班 ・いじめ発生時に即対応	なかよし班活動計画 ・リーダーの育成　・縦割り班の絆づくり					
		なかよし班活動 ・自主的な活動・縦割り班の絆づくり・自己有用感					
		４月生活アンケート調査					
					農業体験 （田植え） ・地域の方との交流 ・自己有用感		
５	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握 授業研究	Ｑ－Ｕ					
		教育相談週間					
		５月生活アンケート調査					
		家庭所在地確認					
		全校奉仕活動・ＰＴＡ奉仕活動（グラウンド除草） ・責任感・自己有用感					
		SOS の出し方教育					
６	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握 授業研究	６月生活アンケート調査					
		保護者アンケート調査					
		校内体育大会（なかよし班活動） ・高学年のリーダーの育成　・縦割り班の絆を深める　・種目練習					

7	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握 ・夏季休業前指導 授業研究 保護者会 情報・意見収集 夏休み巡回指導	教育講演会 親子教室 ・家族とのふれあい 7月生活アンケート調査 ひまわり教室
8	いじめ対策委員会 ・１学期のふり返り ・２学期に向けて ↓ 職員会議 重点事項確認 夏休み巡回指導	
9	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握 情報発信（通信・HP等で） ・学校評価の結果 ・２学期の取組	全校奉仕活動（グラウンド除草） ・責任感・自己有用感 ９月生活アンケート調査
10	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握 授業研究	郡連合体育大会 ・練習　・絆づくり 社会見学 ・礼儀　・規律遵守　・思いやり 修学旅行 ・礼儀 ・規律遵守 ・思いやり Q-U 教育相談週間 10月生活アンケート調査
11	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握 授業研究	音楽会 ・練習　・絆づくり 教育相談週間 ・福祉体験活動 11月生活アンケート調査 保護者アンケート調査

12	いじめ対策委員会 ・２学期のふり返り ・３学期に向けて ↓ 職員会議 重点事項確認 保護者会 情報・意見収集 冬休み巡回指導	人権週間 ・人権集会　・人権作文　・全校公開道徳 １２月生活アンケート調査
1	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握 授業研究	保育園児体験入学 ・異校種交流 ・次の学年への自覚 １月生活アンケート調査
2	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握 授業研究	学習発表会 ・学習のまとめ 保護者アンケート調査 ２月生活アンケート調査 昔遊び体験 ・お年寄りとの交流 中学校体験入学 ・進学への希望 ・異校種交流
3	いじめ対策委員会 ・１年間のふり返り ・新年度に向けての 計画の見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認 情報発信（通信・ＨＰ等で） ・学校評価の結果 ・次年度の取組	６年生を送る会 ・次の学年への自覚・感謝の心 3月生活アンケート調査

・毎月の生活アンケート後、分析と共有を行います。
・児童会を中心に、年間を通したあいさつ運動に取り組みます。
・各委員会主催のミニ集会や発表等で、主体性を育成します。